

クラウドセキュリティカメラプラン利用規約

第1条（規約の適用）

クラウドセキュリティカメラプラン（以下、「本サービス」といいます。）は住友電気工業株式会社が運営する期間録画方式クラウドカメラサービスを株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下、「当社」といいます。）が提供するサービスであり、当社は、クラウドセキュリティカメラプラン利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定めるものとする。

2 本サービスは、当社が定める光インターネットサービスの契約者又は当社が定める光インターネットサービスと同時に申込みをした者のみが申込みできるものとする。

第2条（規約の変更）

本規約の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項による本規約の変更に際しては、変更後の本規約の内容と適用開始日を店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

第3条（用語の定義）

本規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
光インターネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
対応ハードウェア	本サービスを利用するために必要な機能を搭載し、当社が指定するネットワークカメラ等の機器
録画データ	対応ハードウェアを通じて撮影された動画、静止画、音声、ログ、その他のデータの総称
契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と契約を締結した当該建築物の建築主又は単独所有者もしくはは区分所有者の団体であって、その契約上の地位を承継される者
ビューワーソフト	本サービス専用のビューワーソフト

アプリ	本サービス専用のアプリケーション
契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線

第4条（料金の適用）

本サービスの利用にかかる料金は、別表に定めるところによるものとする。

第5条（対応ハードウェアの設置）

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、対応ハードウェアを設置する。

2 当社は、前項の設置場所の決定に際しては、契約者と協議の上、技術的・環境的に適切な場所を選定するものとする。

第6条（契約申込みの方法）

契約の申込みをするときは、その申込みをする者（以下、「申込者」といいます。）が予め本規約を承認し、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用申込書を当社に提出するものとする。

- （1）別表に定める月額利用料
- （2）対応ハードウェアを設置する場所
- （3）その他本サービスの内容を特定するために必要な事項

第7条（契約の成立）

契約は、申込者が第6条の規定に従って申込み、当社による工事開始日をもって成立する。ただし、次の場合には、当社は契約の承諾を撤回することができるものとする。

- （1）対応ハードウェアを設置し、又は保守をすることが技術上もしくは経営上著しく困難なとき。
- （2）申込者が本サービスの料金その他の債務（本規約に規定する料金及び料金以外の債務をいう。以下同じとする。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- （3）申込者が当社に通知した所要事項に虚偽及び不備（書面等での名義、捺印等の相違・記入漏れ等を含む）があるとき。
- （4）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条（契約期間）

本サービスの契約期間は、利用申込書に記載の契約期間に準ずる。ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに当社又は契約者から何らの意思表示がない場合、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以後も同様とする。また、本サービスの契約期間中は他の月額利用料プラン（録画データ保存期間）へは変更できないものとする。

第9条（費用の支払い）

契約者は、本サービスを利用するにあたり必要な利用申込書記載の費用を、当社の指定する支払期日及び支払方法により直接当社に支払う。ただし、支払期日及び支払方法について、当社と契約者の間に別途文書による契約がある場合には、これに従うものとする。

2 当社は、契約者の支払いが支払期日より遅延したときは、年利14.5%の遅延利息金を支払期日の翌日から支払日までの遅延期間に応じて契約者に請求することができる。

3 当社は、本サービスの提供にあたり契約者が費用を負担すべき特別な条件を付す必要があるときは、契約者と協議のうえ利用申込書にその内容を記載し、第1項の規定により契約者にその支払いを求めることができる。

4 契約者が当社に費用を支払う場合においては、その支払額は、当該費用に消費税（消費税及び地方消費税を合計した額）を加算した額とする。

第10条（施設の設置と費用の負担）

本サービスの提供に必要な施設の設置、保守等の工事のうち、当社所定の使用機器、工法等により当社が行う工事は、次のとおりとする。

(1) 当社は、契約者の指定する利用開始予定日までに本サービスの提供に必要なハブ、LANケーブル配線、光ケーブル配線等の機器及び対応ハードウェアを設置し、その費用を負担する。ただし、当社が定める場合、契約者は、利用申込書に定める導入一時金を負担するものとする。

(2) 契約者は、当社と協議のうえ、前項に定める工事に必要な光ケーブル配管、共用部スペース（木板付きの施錠可能な取り付け盤）、対応ハードウェア設置スペース、LANケーブル配管、共用部機器用電源コンセント等を本サービスに接続する対応ハードウェアの機器台数に応じて設置し、その費用を負担する。

(3) 当社は、第1号及び第2号の工事を行う際、必要に応じて当該建築物の施設、建物内部に立ち入りこれらが無償で使用できるものとし、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者があらかじめその承諾を得、利害関係人との交渉において責任を負わなければならない。

(4) 当社が設置した当社の施設の運用に係る電気等の使用料金は契約者が負担するものとする。

(5) 当社は、当社が設置したハブ、光ケーブル配線等の機器及び対応ハードウェアについて、交換、移設又は撤去作業後の住居内の原状復旧は行わないものとし、復旧に要する費用は契約者が負担するものとする。

第11条（施設の所有と維持管理）

本サービスにおける施設の所有区分及び維持管理について、次のとおりとする。

(1) 本サービスは、ハブ、光ケーブル配線等の機器及び対応ハードウェアを当社の所有とし、当社が維持管理するものとする。

(2) 当社のハブから対応ハードウェアまでのLANケーブル配線は契約者の所有とし、維持管理についても契約者が行い、本サービスにそれを使用する。

第12条（施設の故障等に伴う責任負担）

当社は、契約者から本サービスの提供を受けるに際して異常の申し出があった場合には、これを調査し必要な処置を講ずる。ただし、異常の原因が契約者の所有する設備の故障等にあると認められる場合はこの限りではない。

2 施設の故障等の修復に要する費用の負担については、本サービスの提供を受けるに際し、異常の生じている原因がハブ、光ケーブル配線等の機器及び対応ハードウェアの故障等にある場合には、この修復に要する費用は当社が負担する。

3 当社もしくは当社が指定する者は修復業務の遂行に必要な範囲で対応ハードウェアにより送信された録画データ及び LIVE 映像を契約者の事前許諾なしに閲覧・確認する場合がある。ただし、この確認は修復業務遂行に限定され、取得・保存・第三者提供は行わないものとする。

4 契約者又は居住者、他が故意又は過失により当社の所有する施設に故障等を生じさせた場合は、この修復に要する費用（別表に定める弁済金含む）を契約者が負担するものとする。

5 当社は、当社の責に帰すべき理由により本サービスを提供しなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、月額利用料の合計額を限度として、その損害を賠償する。

6 前項の場合において、当社は、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態にあることを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を 24 で除した数に月額利用料金の当月日数分の 1 を乗じて得た額を利用料金から差し引くものとする。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から 3 ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとする。

7 当社は本サービスの提供に関連して契約者に発生した損害（本サービスが利用できないことにより発生した損害を含む）については、結果的損害、付随的損害及び逸失利益を含め、第 5 項に定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとする。

第 13 条（施設の貸借）

当社は、本サービスの契約期間中は、本サービス提供のため建物の施設を無償で利用できるものとする。

第 14 条（遵守事項）

契約者は、第 10 条第 1 号及び第 2 号に定める当社の工事完了後に建物の施設の改変、増設工事等を行う場合には、事前にその旨を当社に連絡のうえ、当社の承認を得なければならない。

第 15 条（本サービスの中断・停止）

当社は、当社施設の工事、及び維持管理の必要上やむを得ず本サービスの提供を一時中断することがある。また、当社は、天災、事変、その他当社の責に帰さない事由により本サービスを停止することがある。

2 当社は、前項の中断、停止によって起こる損害の賠償には応じないものとする。

第 16 条（免責事項）

当社は本サービスの提供に関して、第 25 条及び第 12 条第 5 項に定める場合を除き損害賠償及び復旧等、一切責任を負わないものとする。

2 本サービスで利用する対応ハードウェアにて送信する録画データには、被写体のプライバシー、肖像権などにかかるデータが含まれる場合がある。対応ハードウェアを利用した撮影については、契約者の責において、被写体のプライバシー、肖像権などを考慮の上、撮影するものとする。契約者と第三者との

間で、当該権利などに関する争議等が生じた場合、契約者は自己の責任と費用を以て解決するものとする。

3 本サービスにおいて対応ハードウェアより送信された録画データは、電気通信設備や当社設備、電気通信の経路における各種設備の不具合、障害等に起因して消失する可能性がある。当社は録画データの消失に関して、復元は行わないものとする。また、録画データの消失に起因する損害の補償を免れるものとする。

4 当社は契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとし、契約者は本規約又は法令等の定めに従ったことにより、当社又は第三者（第18条第2項で定める「利用者」を含む。）に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとし、当社を免責しなければならないものとする。

第17条（ビューワーソフト及びアプリの提供と管理）

当社は、当社所定の方法にてビューワーソフト及びアプリを契約者へ提供するものとする。

2 契約者は当社が提供したビューワーソフトその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとする。

3 契約者は、映像データ等の閲覧その他本サービスの利用にあたり、ビューワーソフトをダウンロード、インストールする必要がある、この媒体として、契約者が所有又は管理するパソコン等の端末機器を要するものとする。

4 当社に無断で、ビューワーソフトの複製・改変・解析等を行うことはできないものとする。

5 当社はビューワーソフト及びアプリが利用できないことにより発生した損害について、及び第12条第5項乃至第7項の規定を準用するものとする。

第18条（ID、パスワードの管理）

当社は、本サービスの提供にあたり、契約者に対してビューワーソフト、又はアプリへログインするためのID、パスワード（以下、あわせて「ID等」といいます。）を発行するものとする。

2 契約者は、当社が発行するID等を善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、ID等を第三者に利用させ、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとする。ただし、契約者が委託する者（以下、「利用者」といいます。）に利用させる場合は、契約者の管理責任の元に貸与できるものとする。

3 契約者又は利用者（以下、あわせて「契約者等」といいます。）によるID等の紛失、漏洩、盗難等の管理不十分、第三者による不正使用、又は契約者等の使用上の過誤等により発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとする。

4 契約者等がID等の紛失、漏洩、盗難等により、ID等の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、当社へ届け出るものとする。

5 契約者からのID等についての問い合わせに対しては、当社所定の方法で本人確認をした上で当社所定の方法により回答するものとする。

6 契約者等のID等は、本契約の終了時に失効するものとする。

7 当社は、本サービスのセキュリティ向上のため自ら必要と認めた場合、ID 等の桁数を変更すること、又は他の認証方法を採用することができるものとし、当社が他の認証手段を採用した場合は、当該認証手段にも本条の規定が適用されるものとする。

8 当社が契約者等の ID 等について、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、当社にて契約者等の ID 等の削除、変更等の措置をできるものとする。

第19条（禁止事項）

契約者は、本サービス及びビューワーソフト、アプリの利用に関して、以下の行為をしてはならないものとする。

- (1) 本サービス及びビューワーソフト、アプリを犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること。
- (2) 本サービス及びビューワーソフト、アプリを他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること。
- (3) 本サービス及びビューワーソフト、アプリをストーキング行為等、方法の如何を問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること。
- (4) 本サービス及びビューワーソフト、アプリを第三者のスマートフォン等は無断でインストールし、利用すること。
- (5) 本サービス及びビューワーソフト、アプリを契約者等が利用権限を有しないスマートフォン等を正当な理由無く利用・管理するために用いること。
- (6) 第三者にビューワーソフト、アプリの利用の再許諾すること。
- (7) 本サービス及びビューワーソフト、アプリの利用に関連して使用される当社又は第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為をすること。
- (8) 本サービス及びビューワーソフト、アプリに関するリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為。
- (9) 本サービス及びアプリを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること。
- (10) 虚偽又は誤解を招くような内容を含む情報等を、掲載等し又は登録する行為。
- (11) 他人（他の契約者を含み、以下同様とします。）の名前その他の情報を不正利用する行為。
- (12) 当社又は他人の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為。
- (13) 当社又は他人の信用もしくは名誉を侵害し、又は他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為。
- (14) 本サービス及びビューワーソフト、アプリの運営・提供もしくは他の契約者による本サービスの利用を妨害し、又はそれらに支障をきたす行為。
- (15) 本サービス及びビューワーソフト、アプリを商業目的で使用する行為（ただし、当社が別に定めるものを除く。）。
- (16) 法令又は公序良俗に違反する行為。
- (17) コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為。

(18)その他、当社が不適当と判断した内容又は行為。

2 契約者は、当社と別段の合意がある場合を除き、当社が提供するインターフェース以外の手段で本サービス及びビューワーソフト、アプリにアクセスしない（又はアクセスを試みない）ことに同意するものとする。

第20条（権利義務の承継等）

契約者は、本サービス利用契約上の権利、義務、その他契約上の地位について第三者に対し譲渡、賃貸その他の処分を行うことはできない。ただし、次の場合には、この限りではない。

(1) 売買契約によりその契約上の地位を承継させる場合。

(2) 相続が行われる場合。

(3) 法人の合併等により承継が行われる場合。

(4) 管理組合発足等により承継が行われる場合。

2 前項に基づく承継又は相続が行われる場合、契約者の承継人又は相続人は、所定の手続きによりすみやかに当社に届け出るものとする。

3 契約者と承継人又は相続人との間に紛争が生じた場合には、当事者間で解決し、当社には一切迷惑及び損害を与えないものとする。

第21条（利用申込書記載事項の変更）

契約者は、建物名、所在地その他利用申込書に記載した事項を変更する場合には、所定の手続きによりすみやかに当社に申し出るものとする。

第22条（本サービス契約の解約）

第8条の規定に関わらず、当社と契約者が協議の上、本サービス契約を合意解除できるものとする。

2 本サービス契約の解約があった場合は、当社の所有する施設の撤去費用は、別表に定める撤去費用に定めるところによるものとする。

3 本サービス契約の解約があった場合、当社は、ハブ、光ケーブル配線等の機器及び対応ハードウェアを撤去するものとし、その費用を契約者が負担するものとする。その場合、撤去に際し、契約者及び居住者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物、設備等が障害となる場合は、施工内容を協議のうえ、契約者は、当社に協力し対処するものとする。ただし、第8条に定める契約期間満了による解約の場合は対応ハードウェアは契約者に譲渡するものとし、当社はハブ、光ケーブル配線等の機器のみを撤去するものとする。

4 本サービス契約の解約があった場合、解約月の月末日に録画を停止するものとする。録画データは解約月翌月1日より順次削除するものとし、削除後の録画データの復元は行わないものとする。

5 当社が定める光インターネットサービスの解約があった場合、本サービスも解約するものとする。

第23条（本サービスの停止及び解除）

当社は、契約者が月額利用料を3ヶ月分以上滞納した場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知、催告なしに当該建築物への本サービスの提供を停止、又は本サービス契約を解除すること

ができる。この場合、当社は、当社の所有する施設を撤去するものとし、契約者は撤去に伴う費用及び第9条第2項の遅延利息を含めた当該月額利用料を当社に支払うものとする。

(1) 財産に対し、差押、仮差押、仮処分又は競売の申し立てがなされた場合。

(2) 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生の申し立てがあった場合、その他営業を休廃止した場合。

(3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合、その他停止に陥った場合。

(4) その他この契約の条項に違反した場合。

2 契約者が第14条の遵守事項に違反した場合には、当社は契約者に対して相当額の損害賠償金を請求できるものとする。

第24条（契約者等に係わる情報の取扱い）

当社は、本サービスを提供するために必要な又は契約者等に係わる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとする。

2 前項により収集し、知り得た氏名、名称、電話番号、住所又は居所、請求書の送付先等の情報を、当社は、次の各号の業務遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとする。

(1) 本サービスの提供を開始、継続、又は終了（お客様センター対応、施工、顧客管理、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含む）するために利用する場合。

(2) 本サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合。

(3) 個人情報個人を識別できない統計データ等の二次的データとして開示する場合。

(4) 本サービスを提供するために必要な契約者等に係る情報を住友電気工業株式会社との間に定めた秘密保持契約に基づき、住友電気工業株式会社に提供する場合。

3 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があるものとする。

4 当社は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとする。

(1) 本人の同意がある場合。

(2) 契約者の本サービス利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合。

(3) 裁判官の発付する令状により強制処分として搜索・押収等がなされる場合。

(4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合。

(5) 人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

第25条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、次の各号に掲げる事項について相互に保証する。

(1) 現在及び将来において、自社、自社の取締役、監査役等の会社役員及び自社の従業員その他自社と雇用契約を締結しているすべての者並びに主要な株主が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人ないしこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金関係の構築を行っておらず、今後も行わないこと。

(3) 反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行っておらず、今後も行わないこと。

(4) 現在及び将来において、反社会的勢力が、直接・間接を問わず、自社の経営に関与していないこと。

(5) 取引の相手方に対し、暴力的又は威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。

2 契約者及び当社は、前項の保証に反していると合理的に判断したときは、相手方に対する一方的な意思表示によって、本契約を解除することができる。

3 契約者及び当社は、相手方に対し、第1項の保証の違反ないし前項による契約の解除によって被った損害の賠償を請求することができる。また、相手方は、本契約の解除により生じた損害について何らの請求もできない。

第26条（疑義の解釈等）

本サービス契約に定めのない事項及び疑義が生じた場合、当社及び契約者は誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

第27条（国内法への準拠）

本規約は日本国内法に準拠するものとし、本サービス契約に関する法律上の紛争が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第28条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社及び契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

付則

- ・当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとする。
- ・本規約は、2026年1月1日より実施するものとする。
- ・本規約実施前に、支払い又は支払わなければならなかった月額利用料その他の債務については、なお従前のとおりとする。

別表

【月額利用料】

項目	料金額	備考
7 日プラン	2, 4 0 9 円	録画データ保存期間 7 日間
1 5 日プラン	2, 8 1 6 円	録画データ保存期間 1 5 日間
3 1 日プラン	3, 1 3 5 円	録画データ保存期間 3 1 日間

【撤去費用】

項目	料金額	備考
対応ハードウェア	1 1, 0 0 0 円	
ハブ	4, 9 5 0 円	

【弁済金】

項目	料金額	備考
対応ハードウェア	2 2, 0 0 0 円	
ハブ	5, 5 0 0 円	

(注) 料金表金額には消費税等相当額を含みます。